

* * * * *
* * * * *
* * * * *
* * * * *
* * * * *
* * * * *

担い手育成・品目横断的経営安定対策推進メールマガジン（第5号） *

< 第5号の主な話題 >

ホームページ「品目横断的経営安定対策関係 Q & A」を更新！
各都道府県において経営規模要件の「特例基準」を試算中！
新年元旦放送決定！「スタート！日本農業の新たな挑戦」

< Q & A コーナー >

ホームページ「品目横断的経営安定対策関係 Q&A」を更新！

皆様からいただいたご質問を踏まえ、担い手ホームページの「品目横断的経営安定対策関係 Q&A」を更新しました。ここでは、新たに追加した Q&A の一部を紹介します。

【集落営農】

- Q 1 経理の一元化について、減価償却費や肥料費は個々の農家が負担することでもよいのですか。
- Q 1 一旦金銭が集落営農組織の口座に払い込まれば、必ず何かの形で支出されるので、支出の項目等に特段の条件は設けていませんが、共同で営農を行うものである以上、耕作等に要する費用は、すべての構成員が共同して負担していることが必要です。

【経営規模】

- Q 2 特定農業団体が農業生産法人になれば、経営規模要件は4haとなるのですか。
- A 2 農業生産法人となり、かつ、認定農業者となれば、基本となる経営規模要件は4haです。

【所得特例】

- Q 3 所得特例が適用される場合でも、認定農業者になる必要がありますか。
- A 3 所得特例は、経営規模要件を緩和するだけですから、新しい対策の対象者となるためには、認定農業者、特定農業団体又はこれと同様の要件を満たす組織であることが必要です。

【生産条件格差是正対策】

- Q 4 過去の生産実績を現行対策における支援対象数量の換算で算出した場合、大豆などでは一定の販路に乗ったもののみを支援対象とすることになりますが、産業

政策として位置づけるなら販路にかかわらず支援すべきではないのですか。

- A 4 大豆のうち現行対策（大豆交付金）の支援対象とならずに流通しているものとして、地産地消等の大豆等が考えられますが、これらは既に民・民間で大豆交付金を交付されることなく経営が行われるなど、輸入品と差別化された取引実態にあることから、諸外国との生産条件格差は顕在化していないものと考え、対象外としています。

担い手ホームページ「品目横断的経営安定対策関係 Q&A」

<http://www.maff.go.jp/ninaite/index.html>

米改革、環境保全対策についての Q&A

http://www.maff.go.jp/syotoku_antei/qa.html

各都道府県において経営規模要件の「特例基準」を試算中！

メルマガ第3号で紹介した「品目横断的経営安定対策の経営規模要件の特例ガイドライン(案)」に基づき、都道府県において、12月13日までに各地域の経営規模要件の「特例基準」を試算し、関係機関に周知していただくようお願いしているところですが、19日現在、市町村と調整中のところが多く、試算を完了しているのは9県となっています。

しかしながら、地域の取組に活用していくためには、都道府県では早急に試算結果を提示することが望まれます。

19日現在の試算状況

- ・ 試算結果を地方農政局に報告した県 30県
- ・ うち市町村との調整を完了している県 9県

米政策改革の下での平成18年産以降における需給調整の的確な推進について

19年産からの新たな需給調整システムへの移行等を踏まえ、行政と農業団体等が連携の上、需給調整の的確な推進に取り組むことが重要です。

このため、12月15日付けで、総合食料局長、生産局長、経営局長の三局長連名で「米政策改革の下での平成18年産以降における需給調整の的確な推進について」が通知されました。

この通知では、「担い手育成・確保」に関して、次のようなポイントが示されています。

- ・ 品目横断的経営安定対策の対象である認定農業者及び特定農業団体又はこれと同様の要件を満たす組織については、これらの認定基準等から、生産調整を実施

することが実質的な要件となっていること

- ・ 市町村の生産調整担当部局は、農業団体等と連携し、認定申請者等による生産調整方針への参加又は作成を指導・推進すること
- ・ 市町村の生産調整担当部局は、農業者別に生産調整の実施状況をとりとまとめ、認定農業者担当部局へ情報提供すること。それに基づき、市町村の認定農業者担当部局は、適切に認定事務を実施すること
- ・ 「地域水田農業ビジョン」に位置付けられている担い手について、認定農業者や特定農業団体等への誘導を強力に推進するとともに、特に、地域の麦・大豆転作の生産組織について、品目横断的経営安定対策の対象者要件を満たすよう育成活動を強力に推進すること

< 担い手データ >

都道府県別特定農業法人・特定農業団体数ベスト3（17年9月末現在）

- ・ 特定農業法人数ベスト3（全国計 304法人）
 - < 第1位 > 広島県 65法人
 - < 第2位 > 島根県 51法人
 - < 第3位 > 富山県 49法人
- ・ 特定農業団体数ベスト3（全国計 166団体）
 - < 第1位 > 富山県 74団体
 - < 第2位 > 滋賀県 61団体
 - < 第3位 > 岩手県 16団体

< TV番組の紹介 >

新年元旦放送決定！「スタート！日本農業の新たな挑戦」（グリーンチャンネル）

新年1月1日、グリーンチャンネル「アグリネット探訪」では、「スタート！日本農業の新たな挑戦～地域の実情に即した担い手づくり～」と題して、認定農業者、集落営農の事例を紹介しながら、今後の日本農業と担い手について考える番組を放送します。是非、御覧下さい！

アグリネット探訪「スタート！日本農業の新たな挑戦

～地域の実情に即した担い手づくり～」（放送予定）

- ・ 1月1日（日）午前11時30分～12時00分
- ・ 1月3日（火）午後5時00分～5時30分（再放送）
- ・ 1月6日（金）午前11時30分～12時00分（再放送）

グリーンチャンネルは、CSデジタル放送（スカイパーフェクTV!）及びケーブルテレビを通じて農林水産関連情報（アグリネット）等を放送しています。

< 地域の話題 >

新潟県が、「新潟県農業総合推進協議会」を設立（北陸農政局発）

新潟県では、経営所得安定対策等大綱が決定されたことを受け、行政・関係機関が一体となり、大綱に示された農政改革の方向に則し、産業として魅力ある新潟県農業の確立を目指すことを目的に、「新潟県農業総合推進協議会」を設立することとなり、12月5日に設立総会が開催されました。

協議会は、新潟県、新潟県農業会議、新潟県農業協同組合中央会、全国農業協同組合連合会新潟県本部、新潟県農業共済組合連合会、新潟県土地改良事業団体連合会の6機関・団体で構成され、新潟県の川上副知事が会長に選出されました（事務局：県農業総務課政策室）。

協議会には、大綱で示された品目横断的経営安定対策、米政策改革推進対策、農地・水・環境保全向上対策ごとに部会・幹事会（実務者クラス）が設置され、今後、大綱に係る情報収集及び提供・意見交換、大綱の実現に対応した県内農業の総合的方向性についての検討等の活動等を行うこととしています。

問い合わせ先：「新潟県農林水産部地域農政推進課」TEL 025-280-5805

担い手の育成・確保キャラバン第3弾！実施。（九州農政局発）

九州農政局担い手タスクフォースでは、「品目横断的経営安定対策」の周知徹底と早期に担い手の育成・確保を図るため第3弾キャラバンを実施し、市町村、JA、地域リーダー、普及指導員等と意見交換を行うこととしています。

なお、キャラバン実施地区は、各県の農業の特性を踏まえ、特に麦・大豆の作付け地域を中心に実施することにしています。

1．第3弾キャラバンの重点実施地区

- （1）本対策の対象品目（麦、大豆等）の作付けが多い地域
- （2）集落営農の組織化や農業法人化を目指す機運がある地域
- （3）地域からの要請依頼地区等

2．実施期間：平成17年12月～18年3月頃まで

既に実施が決まっている地区

佐賀県藤津・杵島地域（12月20日）、大分県（18年1月11日～12日）

3．議 題

- （1）品目横断的経営安定対策のポイント等の説明
- （2）認定農業者の育成・確保及び集落営農の組織化・法人化についての意見交換
- （3）国への要請等

<http://www.kyushu.maff.go.jp/seiryuu/keiei/ninaite/ninaite.htm>

< 編集後記 >

早いもので、今年もあと10日あまり。忙しい年末業務を終えれば、お正月休みです。年末・年始は、何かと人の集まる機会が多いと思いますが、地域の集会、家族での話合いの際に、品目横断的経営安定対策の内容を分かり易く、コンパクトにまとめた かまくらリーフレット「品目横断的経営安定対策とは？」等を活用して、今後の農業や担い手問題を話題にしてみてもはどうでしょうか。

* かまくらリーフレットはこちら

http://www.maff.go.jp/ninaite/kamakura_reaf.pdf

当メルマガでは、皆様から一層活用していただけるメルマガを目指し、ご意見、ご要望、また、情報などを下記アドレスで受け付けております。

電子出版：担い手育成・品目横断的経営安定対策推進メールマガジン

発行日：随時発行（週1回程度）

発行元：農林水産省 経営局 経営政策課

お問い合わせ先の電子メールアドレス： keiei_seisaku@nm.maff.go.jp

このメルマガの配信申込み、バックナンバーはこちらから。

<http://www.maff.go.jp/ninaite/mailmagazine.html>

農林水産省担い手ホームページもご覧ください！

～担い手への支援策、認定農業者数等、担い手情報満載！！～

<http://www.maff.go.jp/ninaite/>